

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月15日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、運転手が常に健康管理を意識し安全な運転の促進が図られるよう血圧計の購入に要する費用の一部を事業者に対し助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに血圧計を購入したトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る) (以下「事業者」という)とする。

(助成対象機器及び助成額等)

第3条 助成金交付対象機器は、全日本トラック協会が認めるメーカー・型式とする。
2 助成金額は、1機あたり購入価格(消費税を除く)の2分の1とする。ただし、1機あたりの上限を5万円とし、1事業者1機を限度とする。
なお、助成対象には、血圧計本体のみとし、ロール紙等用品及び周辺機器含まない。
3 国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(助成金の請求及び受付期間)

第4条 血圧計を受付期間中に購入(リースは対象外)したとき、事業者は、様式1の「血圧計導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により、助成金の請求をする。
2 助成金の受付期間は、2020年4月1日から2021年2月26日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

(助成金交付)

第5条 前条により実績報告(助成金交付請求)を受けた宮ト協は、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に助成金を交付する。
ただし、国等から補助金が交付された場合は、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第6条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器が設置の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。